

---

○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開します。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けた、議案第1号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

提案は、一の橋町営住宅、昭和57年度に建設した木造二階建て1棟2戸について、地域おこし協力隊詰所及び化粧品開発のための施設並びに王子ホールディングスが実施する医療用植物研究のための施設として用途変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

審査に当たり、環境未来都市推進課長などから概要説明を受けました。

本案は、町営住宅の用途を変更し、実情に即して有効活用を図ろうとするものであり、よって本案については、当委員会として原案可決すべきものと決したところであります。

議員各位の協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第2号「平成27年度下川町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けました、議案第2号 平成27年度下川町一般会計補正予算（第5号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

提案は、第5回目の補正予算で、歳入歳出ともに8,198万円を追加し、予算総額54億165万円とするものです。

今回の補正は、交付金事業採択に係るもの、緊急を要するものです。

審査に当たり、まず総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長などからも詳細説明を受けました。その内容と質疑、答弁、そして意見等について報告します。

まず歳出からですが、事項別明細書5ページです。

款5 農林業費、項1 農業費、目3 農業担い手対策費、節19 負担金、補助及び交付金として、移住定住促進農場リース道補助金2,310万円、町補助金768万円が計上されています。

本事業は、北はるか農協が事業主体となって、二の橋の離農農家の後を引き継ぎ、農業研修していた者が新規就農するため、農場リース制度を活用する事業であり、委員からの「事業設備の内容、関係機関との協議などについて」の質問に対して、「乳牛購入40頭。パイプラインの老朽化による機械整備。牛舎などの施設改修。借入れなどは町補助制度を活用する。審議会等での審議、報告は行っていない。」などの答弁があり、委員から「事後になるが関係機関等への報告、連携を密に図ること。」などの意見がありました。多額の投資が伴う事業であることから、経営、資金運用、関係機関等との綿密な調査など十分考慮、配慮しながら、新規就農者の経営の安定化が図られるよう執行をしていただきたい。

次に6ページ、款6 商工労働費、項1 商工費、目4 環境未来都市推進費、節13 委託料として、プロモーション活動用資料等制作委託料200万円が計上されております。森林づくりから利用までのストーリーを視覚化するものであります。

プロモーション施設整備調査委託料として110万円が計上されております。お客様のニーズなどを踏まえ、五味温泉2階の研修室3室を、木製品など使用した個室4室へ改修設

置するための調査であります。

雇用労働需要調査委託料として340万円が計上されております。町内事業者と就業希望者をマッチングするための調査を行うものです。

事業承継実証試験委託料として460万円が計上されております。廃業した民間宿泊施設を企業の冬期宿泊に活用する運営実証に係るものです。

地域商業再生事業研修交流施設基本・実施設計委託料は、平成27年3月の民間宿泊施設の廃業に伴い、観光振興、交流人口の増加等を目的に、公設民営化を基本に平成28年度に建設しようとするための基本・実施設計費であります。

委員からの「基本的な重要事項である住民への説明、施設の規模、運営体制、誘致企業との関係、採算性、緊急性、スケジュールなどについて」の質問に対して、「住民説明が不十分であった。11月30日から12月5日までの間で公区懇談会など開催して説明し、意見を伺う。20または30室が適切かは意見を伺いながら決定していきたい。公設民営を基本に今後調整したい。今後誘致企業とも調整しながら進めたい。基本的事項など条件を整理してから委託業務を発注する。民間宿泊業が廃業し、約6,000人の宿泊者が流出するのをできるだけ早く阻止したい。」などの回答がありました。

節19負担金、補助及び交付金として500万円が計上されています。12月10日、東京で開催予定の「森を生かしたまちづくりセミナー」に関する運営などに係るものです。

目5集落創生推進費、節15工事請負費として、地域おこし協力隊詰所等整備工事費900万円が計上されています。一の橋町営住宅木造二階建てを、地域おこし協力隊詰所等の用途に供するための改修工事を行うものです。

19負担金、補助及び交付金として、地域おこし協力隊運営交付金300万円が計上されております。移動販売支援事業に係るものです。

なお、歳入の説明については、意見がありませんでした。

以上、補正予算概要書、事項別明細書及び参考資料に基づく説明の下に審査を行った結果、総務産業常任委員会として次の意見を付します。

商業再生事業研修交流施設基本・実施設計については、平成27年3月の民間宿泊施設の廃業に伴い、観光振興、交流人口の増加等を目的に、公設民営化を基本に平成28年度に建設しようとするための基本・実施設計費であります。

宿泊施設の建設運営については、本来、民業が基本であるが、地域の現状及び実情からすると、公設民営による事業化について、現時点で一定程度理解できるものであります。

また、設計費計上に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、支援制度の活用を図ろうとすることは理解できるものであります。

積極的な情報提供から住民参加、参画によるまちづくりを進めることは、地域の政治・行政に地域の住民が参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し（自己決定）、その責任において処理する（自己責任）ことが、団体自治と住民自治の基本であります。

こうした中、この度の宿泊施設建設に係る補正予算提案は、重要施策との位置付けの中で、現状を踏まえながら、多額の町費負担が予想される事案として、基本的な事項を基に今後の運営などを含め、町民参加による熟議が重要であります。

このような中であって、補正予算提案に至る経過・過程は、交付金要望等の情報提供・提示がなく、10月8日の交付採択後、一定期間を経過した後、議会・各団体・町民など

へ説明を行ってきていますが、町民には十分な説明が行われず、理解を得られる政策決定過程を経ているとは言い難い。また、重要施策として、その概要が明確化されているとは言い難いものであります。

本町における宿泊施設の必要性は、現状からすると十分理解できるが、極めて重要な基本的な事項である施設の概要、規模、利用者、事業採算性、施設建設の財源、管理運営体制、周辺土地利用のあり方、地元・町民の関与、関連施設との整合性、事業効果、利害関係者との調整など、不明確な点があります。

そこで、今後これらの事項に関して、明確化しながら、町民への情報提供・提示を行い、町民参加、合意を基本として、重要な基本事項を確定した後に、基本設計・実施設計を行っていかねばならないと判断するものであります。

本趣旨を踏まえ、これらを真摯に受け止め、地域課題解決を図るためリーダーシップを発揮し、内部での連携、熟議を通して、丁寧な取り進め方により町民などの合意形成を図りながら、積極的に重要施策の展開を早期に図っていただきたい。

以上、当委員会として原案可決すべきものとして決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第5回下川町議会臨時会を閉会といたします。

午後4時54分 閉会

---